

東広島市地域センター使用料減免資格登録

申請受付のご案内

市では、地域づくりを行っている市内の地縁団体などが、地域センターの使用料の減免（減額又は納付の免除）を受けようとする場合に、あらかじめ使用料減免資格の登録を受けていただいています。

（１）登録できる団体

- ア **地域団体**：地域づくりを行っている市内の地縁団体
※住民自治協議会（部会、構成団体を含む。）、自治会、ＰＴＡ、女性会など
- イ **市民活動団体**：地域を特定しないで目的別に市民活動を行う団体
 - (ア) ＮＰＯ法人、市民グループ、大学サークル等であって、市内に事務所（支部を含む。）等を有しているもの
※代表者が講師となる場合は減免の対象外となる場合があります。
 - (イ) 市の所管課が公益上特に必要があると認めたもの
- ウ **非営利法人**：市内に所在するボランティア活動や社会貢献活動を行う非営利法人
※公益法人、消費生活協同組合、農業協同組合など

（２）登録できる活動

- ア (1)ア、イ(ア)が行う総会、役員会等、会の構成員を対象とした各種会議
- イ 地域センターを会場にして行うボランティア、社会貢献活動
- ウ (1)ア、イが行う趣味・教養的活動
※参加費や参加制限などの条件により減免の対象外となる場合があります。

（３）申請方法

「東広島市地域センター使用料減免資格登録申請書」（地域づくり推進課及び各地域センターで配布、または市のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入し、郵送または持参してください。審査後、減免団体として認めた団体に対して「東広島市使用料減免資格登録証」を交付（郵送）します。

市のホームページ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/chiikishinko/7/13/13482.html>

(4) 受付場所

受付場所と受付時間：

- ①市役所地域づくり推進課（北館1階）：平日 8：30～17：15
- ②市内各地域センター：開館時（各地域センターへお問い合わせください）

(5) 減免措置

地域センターを使用するための使用許可申請の際に、登録証を提示してください。登録された内容の活動については、市内のどの地域センターであっても使用料を減免します。なお、登録証を忘れた場合や、使用目的が登録証に記載の活動内容と合致しない場合、使用申請時に使用予定人数が5名に満たない場合は、使用料は減免されません。

(6) 登録証の有効期間

登録証の有効期間は、発行日から令和8年3月31日の使用までとします。

(7) ご注意ください

登録証がないと減免を受けられませんので、減免を受けて地域センターを使用しようとする団体は、忘れずに申請してください。

お問い合わせ及び郵送先

〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29

東広島市地域振興部地域づくり推進課地域活動支援係

TEL：082-420-0924 FAX：082-423-0270

MAIL：hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp

各地域センター					
平 岩(※1)	082-422-4930	西志和	082-433-6022	安 宿	082-432-2521
寺 西(※1)	082-423-7335	東志和	082-433-2922	乃 美	082-432-2024
郷 田	082-425-0101	志和堀	082-433-2891	能 良	082-432-2458
板 城	082-425-2688	高屋東	082-434-0304	吉 原	082-432-2052
三 永	082-426-0741	高屋西(※1)	082-434-0245	河 内	082-437-1122
御園宇(※1)	082-423-3871	小 谷	082-434-3758	河 戸	082-438-0446
三ツ城(※2)	082-423-9303	造 賀	082-436-0896	宇 山	082-438-0449
東西条(※1)	082-421-2023	高美が丘	082-434-9500	戸 野	082-438-0445
川 上(※1)	082-428-0044	竹 仁	082-435-2301	入 野(※3)	082-437-1001
原	082-429-0013	久 芳	082-435-2018	小 田	082-438-0166
吉 川	082-429-1879	上戸野	082-435-2057	木 谷	0846-45-0105
八本松(※1)	082-428-3061	清武西	082-432-2538	風 早	0846-45-0023
		清 武	082-432-3393		

必須開館時間 (※1)：月～土の9時～12時 (※2)：月～金の9時～17時 (※3)：月～土の9時～17時

そのほか：月・水・金の9時～12時

記 載 例

別記様式第5号（第9条関係）

※登録番号

（表）

東広島市地域センター使用料減免資格登録（登録事項変更）申請書

令和 7年 4月 1日

東広島市長 様

地域センターの使用料の減免資格登録を受けたいので、東広島市地域センター条例施行規則第9条第2項（第4項）の規定により、次のとおり申請します。なお、申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

ふりがな	ひがしひろじちかい										
団 体 の 名 称	東広自治会										
団 体 の 住 所	東広島市 西条〇町〇番〇号										
代 表 者 職 氏 名	会長 〇〇 〇〇										
団体の電話番号	082-0000-0000										
団体の目的及び 主 な 活 動 内 容	東広自治会は、区域住民が地域の将来像を考え、その実現に向けて行動するとともに、区域住民相互の交流により、生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的とし、各種地域活動（清掃、見守り、スポーツ、お祭りなど）を行う。										
主に使用する 地 域 セ ン タ ー											
団 体 の 種 類 （当てはまるもの1つにチェックすること。）	<table><tr><td>☒地域団体</td><td>☐市民活動団体で所管課が認めた団体</td><td>☐市民活動団体で所管課が認めた団体以外</td><td>☐非営利法人</td></tr><tr><td colspan="2">所管課名（ ）</td><td colspan="2">所管課が認めた団体の場合、所管課名を記載</td></tr></table> ※地域団体：地域づくりを行っている市内の地縁団体（自治会、住民自治協議会、女性会など） ※市民活動団体：地域を特定しないで目的別に市民活動を行う団体（学習・研究グループ、NPO法人など） ※所管課が認めた団体：市の所管課が公益上特に減免の必要と認めたもの ※非営利法人：市内に所在する生協、農協等の公益法人			☒ 地域団体	☐ 市民活動団体で所管課が認めた団体	☐ 市民活動団体で所管課が認めた団体以外	☐ 非営利法人	所管課名（ ）		所管課が認めた団体の場合、所管課名を記載	
☒ 地域団体	☐ 市民活動団体で所管課が認めた団体	☐ 市民活動団体で所管課が認めた団体以外	☐ 非営利法人								
所管課名（ ）		所管課が認めた団体の場合、所管課名を記載									
会 費 （ 入 会 金 及 び 月 謝 等 ）	☒ 有（運営実費分以下）→入会金 〇 円 月謝等 300 円 ☐ 無 ※運営実費分を超える会費を徴収する場合、減免を受けることができません。										
減免を受けたい 活 動 の 内 容 （当てはまるもの全てにチェックすること。）	<table><tr><td>☒団体の構成員を対象とした会議（総会、役員会、講習会等）</td><td>☐ボランティア・社会貢献活動（手話、朗読、子育て広場等）</td><td colspan="2">☒趣味・教養的活動（スポーツ、ダンス、囲碁、茶道等で非営利の活動）</td></tr></table>			☒ 団体の構成員を対象とした会議（総会、役員会、講習会等）	☐ ボランティア・社会貢献活動（手話、朗読、子育て広場等）	☒ 趣味・教養的活動（スポーツ、ダンス、囲碁、茶道等で非営利の活動）					
☒ 団体の構成員を対象とした会議（総会、役員会、講習会等）	☐ ボランティア・社会貢献活動（手話、朗読、子育て広場等）	☒ 趣味・教養的活動（スポーツ、ダンス、囲碁、茶道等で非営利の活動）									

(裏)

前ページでチェックを入れた活動の内容のみ記載

団体の構成員を対象とした会議の場合に記載			
会 議 の 内 容	総会、役員会、お祭りの打ち合わせなど		
1 回 の 会 議 に 参加する予定人数	20 人 ※おおむね 5 人 以上	会議ごとの 参 加 費	☐ 有（実費分以下）→ _____ 円 ☒ 無
講 師 謝 礼 （ 講 習 会 等 の 場 合 ）	☐ 有（実費分以下）→ _____ 円 ☒ 無		各活動の平均 人数としてく ださい
希望する登録証の 交 付 枚 数 （ 最 大 3 枚 ）	1 枚		
※実費分を超える参加費の徴収又は講師謝礼をする場合、減免を受けることができません。 ※非営利法人の場合、会の構成員を対象とした会議について、減免を受けることができません。			

ここに記載の活動のみ減免
します
類似の活動は「など」と記
載してもかまいません

ボランティア・社会貢献活動の場合に記載 ※地域センターを会場にして行う「ボランティア・社会貢献活動」に限る。			
活 動 の 内 容			
1 回 の 活 動 に 参加する予定人数	_____ 人 ※おおむね 5 人 以上	活動ごとの 参 加 費	☐ 有（実費分以下）→ _____ 円 ☐ 無
講 師 謝 礼	☐ 有（実費分以下） → _____ 円 ☐ 無	参 加 制 限	☐ 参加制限あり（会員限定） ☐ 参加制限なし（一般参加者を募集）
希望する登録証の 交 付 枚 数 （ 最 大 3 枚 ）	_____ 枚		
※実費分を超える参加費の徴収又は講師謝礼をする場合、減免を受けることができません。			

それぞれ 3 枚（合
計 9 枚）まで交付
できます

趣味・教養的活動の場合に記載			
活 動 の 内 容	卓球教室、将棋教室など		
1 回 の 活 動 に 参加する予定人数	10 人 ※おおむね 5 人 以上	活動ごとの 参 加 費	☒ 有（実費分以下）→ _____ 円 ☐ 無
講 師 謝 礼	☒ 有（実費分以下） → _____ 円 ☐ 無	参 加 制 限	☐ 参加制限あり（会員限定） ☒ 参加制限なし（一般参加者を募集）
希望する登録証の 交 付 枚 数 （ 最 大 3 枚 ）	3 枚		
※実費分を超える参加費の徴収又は講師謝礼をする場合、減免を受けることができません。 ※市民活動団体が所管課が認めた団体以外で参加制限ありの場合には、実費分以下の参加費であつても、減免を受けることができません。 ※非営利法人の場合、趣味・教養的活動について、減免を受けることができません。			

「参加制限あり」とは会員
限定の活動で、「参加制限な
し」とは事前広報等により
当日の参加者を広く募っ
ている活動のこと

- 注 1 該当する項目の□欄に、チェックしてください。
2 ※登録番号の欄は、記入しないでください。
3 登録事項変更の場合、団体の名称、代表者職氏名押印及び変更する項目のみ記入してください。

決裁		
----	--	--